

キャッシュレス決済で
おトクに!

香取市

キャッシュレス **決済**

キャッシュレス決済で
最大

20万円

補助

普及促進 補助金

中小企業
個人事業主



キャッシュレス決済を前提とした販売促進キャンペーンを実施する
中小企業者に対し、補助金を交付する市独自の補助制度です。

¥

キャッシュレス
決済とは?

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済および
その他の電子的な決済手段であって、一般的な購買に繰り返し利用できるもの。

1

補助金額

補助限度額 **20**万円

補助対象経費の合計額の $\frac{10}{10}$ 以内

2

申請受付期間

令和 **3**年 **11**月 **10**日から **12**月 **24**日まで

※随時相談を受け付けます

具体例

飲食店で食事をした人がキャッシュレス決済をした場合、コーヒーをプレゼント!



中小企業者
(店舗)



クレジットやQRコード決済など
キャッシュレス決済 ※現金払いは対象外

販売額の最大 **20%**の景品類を提供
(税抜) ※ポイント付与形式は対象外

¥



利用者

この景品類に係る経費を **最大 20万円 補助!**

補助対象・申請方法などは
裏面に記載しています



申請・問合せ先

香取市商工観光課
☎ 0478-50-1212

受付時間: 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日等は除く)
住所: 〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地



3 補助対象経費

キャッシュレス決済を前提とした商品の販売促進キャンペーンに要する景品類に係る経費を補助対象とします。

※決済端末に対する補助ではありません

注
意
点

- 景品類に充てることのできる額は、商品の税抜き販売額の10分の2以下まで。
また、一回当たりの景品類の上限額は2,000円。
- 販売額が1,000円未満の場合、景品類の額は200円以下まで。
- ポイント付与など、物品以外の景品類費は対象外。
- B to B（企業間取引）は対象外。

4 補助対象者

次の要件のいずれにも該当する中小企業者（個人事業主含む）が対象です。

- ①法人においては、市内に本店又は支店がある者 ※法人税確定申告書別表一に記載された納税地が市内
- ②個人事業主においては、市内で事業を行っている者 ※所得税青色決算書又は収支内訳書の事業所所在地が市内
- ③日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）またはB（漁業）以外に属する事業を営む者
- ④販売促進キャンペーン開始までにキャッシュレス決済を導入している者
- ⑤補助金申請時において、市税を滞納していない者
- ⑥各新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守する者
- ⑦香取市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者または遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- ⑧支援対象として申請した経費に関して、国・県・市及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者

5 申請書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支予算書
- ④補助対象経費の内訳及び金額が分かる書類（見積書等）
- ⑤市税の滞納がないことを証する書類（未納のないことの証明書）

※詳細は市ホームページをご覧ください。

6 申請方法

香取市役所商工観光課まで持参または郵送で申請ください。

（提出先）〒287-8501 香取市佐原口 2127

香取市役所 商工観光課 商工企業誘致班 宛て

※郵送の場合、令和3年12月24日（金）（当日消印有効）

申請・問合せ先

香取市商工観光課
☎ 0478-50-1212

受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日等は除く）
住所：〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

